

- 判定区分IVの3トンネルについては、緊急措置（はく落防止工の設置）を実施

<判定区分IVのリスト>

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的な内容
国土交通省	観音トンネル	一般国道20号 (甲州市)	1958年 (57歳)	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき、剥離
国土交通省	都留トンネル	一般国道139号 (都留市)	1987年 (28歳)	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき、剥離
国土交通省	万沢トンネル	一般国道52号 (南部町)	1971年 (44歳)	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき、剥離

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態